

公益財団法人日本美術刀剣保存協会 倫理審査会規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という。）の倫理規程に基づき、適法かつ円滑な業務の執行を図るために定めるものとする。

(倫理審査会の組織)

第2条 倫理審査会(以下「審査会」という)は専務理事、常務理事、事務局長及び部外有識者1名で構成し、会長が任命する。ただし会長が必要であると認めるときは、ほかに学識経験者を委嘱できる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とする。

- 2 委員は、辞任しようとするときは、会長の許可を得なければならない。
- 3 会長は、委員に欠員が生じたときは、委員を補充することができる。

(審査会の会長)

第4条 審査会に審査会長を置く。

- 2 審査会長は、委員の互選により定める。
- 3 審査会長に事故ある時は、予め審査会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の開催)

第5条 倫理規程第12条1項により審査会に報告がされた場合には、会長は、速やかに審査会を組織し、開催しなければならない。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 審査会の議事は、出席員の過半数により決し、可否同数のときは、審査会長の決するところによる。

(審査会の記録)

第6条 審査会は、出席委員の氏名、事案の件名、議事、表決の数その他重要な事項を記載した審査会の会議録を作成しなければならない。

(調査の方法)

第7条 審査会は、調査及び審査の対象とされた当該役職員を出席させ事情を説明させ、資料を提出させることができる。

- 2 前項とともに、審査会は当該役職員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会には必要があると認めるときは、学識経験者、その他審査会が適当と認める者から意見及び報告を聴取することができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、許可した者が傍聴することができる。

(調査等の結果報告)

第9条 審査会長は、調査等の結果を取りまとめ、文書をもって協会会長に報告する。

(勸告)

第10条 審査会において調査の結果、懲戒処分等を行う必要を認めるときは、倫理規程第12条3項による勸告を行うものとする。

(守秘義務)

第11条 委員及び審査会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第12条 審査会の事務は、事務局長が掌握する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は公益財団法人日本美術刀剣保存協会の設立登記の日から施行する。